

3 資産管理事務

(1) 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																														
総務部 庁舎周辺整備課	<p>庁舎管理課で管理している普通財産の貸付又は行政財産の使用許可等について、公有財産台帳等管理システムに登録がなされていないものがあった。</p> <p>(普通財産)</p> <table border="1" data-bbox="492 737 1700 867"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>種別</th> <th>貸付面積 m²</th> <th>貸付料</th> <th>貸付先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">庁舎管理課分館</td> <td rowspan="2">建物</td> <td>建 1,823.61</td> <td rowspan="2">0円</td> <td rowspan="2">近畿管区警察局</td> </tr> <tr> <td>延 3,737.54</td> </tr> </tbody> </table> <p>(行政財産)</p> <table border="1" data-bbox="492 940 1700 1575"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>種別</th> <th>許可数量 m²</th> <th>使用料</th> <th>使用者氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁舎周辺整備事業用地</td> <td>土地</td> <td>588.30</td> <td>免除</td> <td>(財)大阪府市町村振興協会</td> </tr> <tr> <td>庁舎周辺整備事業用地</td> <td>土地</td> <td>1,025.32</td> <td>免除</td> <td>警察共済組合大阪府支部</td> </tr> <tr> <td>庁舎周辺整備事業用地</td> <td>土地</td> <td>外径19.1mm×延長66.6m</td> <td>免除</td> <td>警察共済組合大阪府支部</td> </tr> <tr> <td>庁舎周辺整備事業用地</td> <td>土地</td> <td>9,021.11</td> <td>免除</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>庁舎周辺整備事業用地</td> <td>土地</td> <td>1,011.00</td> <td>免除</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>庁舎周辺整備事業用地</td> <td>土地</td> <td>外径25m×延長58m</td> <td>免除</td> <td>地方独立行政法人大阪府立病院機構</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	種別	貸付面積 m ²	貸付料	貸付先	庁舎管理課分館	建物	建 1,823.61	0円	近畿管区警察局	延 3,737.54	施設名	種別	許可数量 m ²	使用料	使用者氏名	庁舎周辺整備事業用地	土地	588.30	免除	(財)大阪府市町村振興協会	庁舎周辺整備事業用地	土地	1,025.32	免除	警察共済組合大阪府支部	庁舎周辺整備事業用地	土地	外径19.1mm×延長66.6m	免除	警察共済組合大阪府支部	庁舎周辺整備事業用地	土地	9,021.11	免除	警察本部	庁舎周辺整備事業用地	土地	1,011.00	免除	警察本部	庁舎周辺整備事業用地	土地	外径25m×延長58m	免除	地方独立行政法人大阪府立病院機構	<p>公有財産台帳等管理システムに、当該使用許可及び貸付け等の事実を登録するとともに、今後は適切な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>登録がなされていなかった行政財産の使用許可及び普通財産の貸付等については、公有財産台帳へ登録し、事務処理を完了した。</p> <p>今後は本庁舎施設を所管する庁舎管理課との確認作業及び連携強化を徹底し、不備がないよう努める。</p>
施設名	種別	貸付面積 m ²	貸付料	貸付先																																													
庁舎管理課分館	建物	建 1,823.61	0円	近畿管区警察局																																													
		延 3,737.54																																															
施設名	種別	許可数量 m ²	使用料	使用者氏名																																													
庁舎周辺整備事業用地	土地	588.30	免除	(財)大阪府市町村振興協会																																													
庁舎周辺整備事業用地	土地	1,025.32	免除	警察共済組合大阪府支部																																													
庁舎周辺整備事業用地	土地	外径19.1mm×延長66.6m	免除	警察共済組合大阪府支部																																													
庁舎周辺整備事業用地	土地	9,021.11	免除	警察本部																																													
庁舎周辺整備事業用地	土地	1,011.00	免除	警察本部																																													
庁舎周辺整備事業用地	土地	外径25m×延長58m	免除	地方独立行政法人大阪府立病院機構																																													

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月15日から同年7月30日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
福祉部 障がい福祉室 自立支援課	<p>平成26年度末の公有財産の使用許可又は貸付けについて、公有財産台帳に登録されていないもの、使用許可が終了したにもかかわらず、登録が削除されていないもの及び登録内容が誤っているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="560 613 1389 1268"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「年間使用料」の登録誤り</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「面積/数量」の登録誤り</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>削除漏れ</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>登録漏れ</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>「相手方氏名」の登録誤り</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>「年間使用料」の登録誤り</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	件数	行政財産使用許可	「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り	10件	行政財産使用許可	「年間使用料」の登録誤り	6件	行政財産使用許可	「面積/数量」の登録誤り	4件	行政財産使用許可	削除漏れ	1件	普通財産貸付	登録漏れ	1件	普通財産貸付	「相手方氏名」の登録誤り	1件	普通財産貸付	「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り	15件	普通財産貸付	「年間使用料」の登録誤り	4件	<p>公有財産台帳における使用許可又は貸付情報が正確なものとなるよう、必要に応じて公有財産台帳システムの登録、又は登録内容を修正するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>公有財産台帳において誤りのあった項目については、使用許可書等に基づき公有財産台帳を修正した。 今後は登録時の確認を徹底し適正な台帳管理に努める。</p>
項目	内容	件数																												
行政財産使用許可	「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り	10件																												
行政財産使用許可	「年間使用料」の登録誤り	6件																												
行政財産使用許可	「面積/数量」の登録誤り	4件																												
行政財産使用許可	削除漏れ	1件																												
普通財産貸付	登録漏れ	1件																												
普通財産貸付	「相手方氏名」の登録誤り	1件																												
普通財産貸付	「貸付年月日」及び「終了年月日」の登録誤り	15件																												
普通財産貸付	「年間使用料」の登録誤り	4件																												

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月15日から同年7月30日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
福祉部 子ども室 子育て支援課	<p>平成26年度末の公有財産の使用許可又は貸付けについて、公有財産台帳に登録されていないもの、使用許可が終了したにもかかわらず、登録が削除されていないもの及び登録内容が誤っているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="546 688 1136 989"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「種別」の登録誤り</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「終了年月日」の登録誤り</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>「年間使用料」の登録誤り</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	件数	行政財産使用許可	「種別」の登録誤り	4件	行政財産使用許可	「終了年月日」の登録誤り	3件	行政財産使用許可	「年間使用料」の登録誤り	1件	<p>公有財産台帳における使用許可又は貸付情報が正確なものとなるよう、必要に応じて公有財産台帳システムの登録、又は登録内容を修正するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況)</p> <p>第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>公有財産台帳において誤りのあった項目については、使用許可書等に基づき公有財産台帳を修正した。</p> <p>今後は登録時の確認を徹底し適正な台帳管理に努める。</p>
項目	内容	件数													
行政財産使用許可	「種別」の登録誤り	4件													
行政財産使用許可	「終了年月日」の登録誤り	3件													
行政財産使用許可	「年間使用料」の登録誤り	1件													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月22日から同年7月3日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
都市整備部 交通道路室	<p>「主要地方道大阪中央環状線外道路情報提供装置更新工事」（契約金額：312,477,480円、契約期間：平成26年1月30日から平成27年2月27日まで）は、複数箇所の道路情報提供装置等の撤去、更新及び新設を一括して発注するものであるが、撤去工事により、旧資産が撤去されているにもかかわらず、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="546 688 1380 821"> <thead> <tr> <th>撤去引渡日</th> <th>除却資産の取得価額</th> <th>除却資産の簿価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年3月4日</td> <td>43,285,308円</td> <td>2円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※道路情報提供装置2基の除却に関するもの</p> <p>また、新設工事に関する支出については、資産として登録しているが、当該一括工事の積算書から個々の資産の取得価額を算出し、資産計上すべきであるところ、全体の工事費を更新及び新設となる設備数で除した金額を、1つ当たりの設備の取得価額として資産計上していた。</p> <table border="1" data-bbox="534 1146 1380 1312"> <thead> <tr> <th>現状の資産計上額</th> <th>本来あるべき資産計上額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18,381,799円</td> <td>12,494,520円</td> <td>5,887,279円 (過大)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※津波情報板1基の新設に関するもの。上記の本来あるべき資産計上額は、当該津波情報板1基の整備のために直接的に発生した工事費用と、工事全体に共通的に発生する費用を按分して当該資産に配分した金額を合計した金額である。</p>	撤去引渡日	除却資産の取得価額	除却資産の簿価	平成27年3月4日	43,285,308円	2円	現状の資産計上額	本来あるべき資産計上額	差額	18,381,799円	12,494,520円	5,887,279円 (過大)	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われたい。</p> <p>また、新たに公有財産台帳管理システムに登載された資産については、適切な取得価額に修正するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売却等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p> <p>(台帳価格) 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p>	<p>公有財産台帳からの除却処理が漏れていた道路情報提供装置（撤去済2基）について、公有財産台帳からの除却処理を実施した。</p> <p>また、資産額（取得価格）を過大計上していた津波情報版（1基）について、公有財産台帳の取得価格を修正した。</p> <p>今後は、経費支出に係る手続を実施する際は、固定資産計上基準の確認や資産計上額の精査等を実施し、適正な資産管理に努めるよう、改めて周知徹底を図った。</p>
撤去引渡日	除却資産の取得価額	除却資産の簿価													
平成27年3月4日	43,285,308円	2円													
現状の資産計上額	本来あるべき資産計上額	差額													
18,381,799円	12,494,520円	5,887,279円 (過大)													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月22日から同年7月2日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																								
都市整備部 港湾局	<p>平成26年度に撤去した財産について、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="483 541 1552 1276"> <thead> <tr> <th>施設名称等</th> <th>除却資産</th> <th>撤去日</th> <th>除去資産の取得価額(円)</th> <th>除去資産の簿価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深日港深日地区</td> <td>照明灯</td> <td>平成27年3月9日</td> <td>5,821,958</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>岬町海岸長松地区</td> <td>突堤</td> <td>平成26年8月13日</td> <td>5,400,438</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>堺市海岸出島石津地区 防潮堤</td> <td>防潮堤ブロック</td> <td>平成27年3月23日</td> <td>5,254,750</td> <td>1,401,267</td> </tr> <tr> <td>堺泉北港泉北6区 泉大津大橋</td> <td>橋梁舗装</td> <td>平成27年3月27日</td> <td>8,110,682</td> <td>1,276,682</td> </tr> <tr> <td>堺泉北港泉北7区 汐見第6号岸壁</td> <td>岸壁電気防食</td> <td>平成27年3月18日</td> <td>71,490,421</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>泉南市海岸樽井地区 防潮堤</td> <td>道路舗装</td> <td>平成26年11月10日</td> <td>6,640,205</td> <td>1,770,722</td> </tr> <tr> <td>阪南港阪南3区 臨港道路</td> <td>道路舗装</td> <td>平成26年11月10日</td> <td>11,178,059</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称等	除却資産	撤去日	除去資産の取得価額(円)	除去資産の簿価(円)	深日港深日地区	照明灯	平成27年3月9日	5,821,958	1	岬町海岸長松地区	突堤	平成26年8月13日	5,400,438	1	堺市海岸出島石津地区 防潮堤	防潮堤ブロック	平成27年3月23日	5,254,750	1,401,267	堺泉北港泉北6区 泉大津大橋	橋梁舗装	平成27年3月27日	8,110,682	1,276,682	堺泉北港泉北7区 汐見第6号岸壁	岸壁電気防食	平成27年3月18日	71,490,421	1	泉南市海岸樽井地区 防潮堤	道路舗装	平成26年11月10日	6,640,205	1,770,722	阪南港阪南3区 臨港道路	道路舗装	平成26年11月10日	11,178,059	1	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、公有財産台帳からの除却処理をするとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録)</p> <p>第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略) (台帳価格)</p> <p>第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額(以下「除却」という。)する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p>	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産管理台帳システムにおいて、除却処理を行った。</p> <p>また、公有財産台帳の登載誤りを防止するため、発注時及び支払時において複数人で確認するよう港湾局内で周知徹底を行った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
施設名称等	除却資産	撤去日	除去資産の取得価額(円)	除去資産の簿価(円)																																							
深日港深日地区	照明灯	平成27年3月9日	5,821,958	1																																							
岬町海岸長松地区	突堤	平成26年8月13日	5,400,438	1																																							
堺市海岸出島石津地区 防潮堤	防潮堤ブロック	平成27年3月23日	5,254,750	1,401,267																																							
堺泉北港泉北6区 泉大津大橋	橋梁舗装	平成27年3月27日	8,110,682	1,276,682																																							
堺泉北港泉北7区 汐見第6号岸壁	岸壁電気防食	平成27年3月18日	71,490,421	1																																							
泉南市海岸樽井地区 防潮堤	道路舗装	平成26年11月10日	6,640,205	1,770,722																																							
阪南港阪南3区 臨港道路	道路舗装	平成26年11月10日	11,178,059	1																																							

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年7月6日から同月8日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
都市整備部 港湾局	<p>平成25年度以降の資産の使用許可又は貸付に関する情報について、公有財産台帳に登録されていないものがあった。</p> <p>登録漏れ件数</p> <table border="1" data-bbox="477 575 1531 726"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主たる資産内容</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>土地及び栈橋等</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>土地</td> <td>94件</td> <td>99件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主たる資産内容	平成25年度	平成26年度	行政財産使用許可	土地及び栈橋等	10件	10件	普通財産貸付	土地	94件	99件	<p>公有財産台帳における使用許可又は貸付情報が正確なものとなるよう、必要に応じて公有財産台帳システムに登録するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産台帳管理システムに登録を行った。</p> <p>また、資産の使用許可又は貸付に関する情報について、公有財産台帳管理システムに登録を行う旨、港湾局内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
項目	主たる資産内容	平成25年度	平成26年度												
行政財産使用許可	土地及び栈橋等	10件	10件												
普通財産貸付	土地	94件	99件												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年7月6日から同月8日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
教育委員会事務局 教育振興室 保健体育課	<p>公有財産台帳等処理要領では、使用許可を行ったときは、システムを用いて使用許可情報を当該年度に登録するものとされている。しかし、下記の使用許可については、これらの許可内容を公有財産台帳に登録していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="560 659 1469 911"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用目的（許可の内容）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立漕艇センター</td> <td>自動販売機設置ほか3件</td> </tr> <tr> <td>大阪府立臨海スポーツセンター</td> <td>自動販売機設置ほか3件</td> </tr> <tr> <td>大阪府立体育会館</td> <td>団体事務所ほか14件</td> </tr> <tr> <td>大阪府立門真スポーツセンター</td> <td>食堂の営業ほか12件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>36件</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用目的（許可の内容）	大阪府立漕艇センター	自動販売機設置ほか3件	大阪府立臨海スポーツセンター	自動販売機設置ほか3件	大阪府立体育会館	団体事務所ほか14件	大阪府立門真スポーツセンター	食堂の営業ほか12件	計	36件	<p>速やかに公有財産台帳に登載するとともに、関係規則等を周知徹底し適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>監査結果を受け、未登載の事案について公有財産台帳に登載を行った。</p> <p>大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領を確認し事務処理するとともに、使用許可を行ったものについては、許可と同時に公有財産台帳に登載する。</p>
施設名	使用目的（許可の内容）														
大阪府立漕艇センター	自動販売機設置ほか3件														
大阪府立臨海スポーツセンター	自動販売機設置ほか3件														
大阪府立体育会館	団体事務所ほか14件														
大阪府立門真スポーツセンター	食堂の営業ほか12件														
計	36件														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月24日から同年7月28日まで）